平成２４年（フ）第５１３号
東京都小平市花小金井５丁目27番17号第２富士見荘１－Ａ
債務者　板井　富子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　直宏
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５１４号
東京都小平市花小金井５丁目27番12号第３富士見荘１－６
債務者　板井　澄子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　直宏
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５９５号
静岡市駿河区小鹿1533番地　コーポ田宮園Ｂ201号、住民票上の住所静岡市清水区高橋５丁目７番50号
債務者　森　伊津美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　善弘
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２１４号
横浜市中区新山下１丁目７番15号　ハピーハイツ山下公園103号室
債務者　佐藤　純一
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０号
島根県浜田市下府町1289番地１
債務者　河野　盛彦
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　明弘
4　破産債権の届出期間　平成24年７月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３２９号
福岡県北九州市八幡東区東山２丁目４番19号
債務者　磯谷　荘平
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　迫　　邦夫
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月２日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１６８号
岐阜市領下６丁目29番地３、住民票上の住所岐阜市金町１丁目21番地
債務者　児玉　治邦
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　破産債権の届出期間　平成24年８月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月11日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３７２号
仙台市若林区木ノ下１丁目２番29号
債務者　田中　　勝
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　英典
4　破産債権の届出期間　平成24年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月25日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３号
秋田県横手市雄物川町谷地新田字沼田156番地
債務者　石塚　誠子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草薙　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
秋田地方裁判所横手支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３７号
秋田県横手市山内土渕字君ヶ原19番地５
債務者　佐藤　亜希
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第４１号
秋田県湯沢市杉沢字戸石崎121番地18
債務者　阿部　美香
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第７号
沖縄県宮古島市平良字下里575番地　ＯＫアパート203
債務者　鈴木　大起（旧姓糸満）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第８号
沖縄県宮古島市平良字下里575番地　ＯＫアパート203
債務者　鈴木　弥生
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第１６７号
函館市日吉町１丁目５番14号
債務者　新谷　保幸
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第９７号
群馬県邑楽郡大泉町大字坂田220番地の１セントラルハイツ102号
債務者　高木エライネ　クリスチーナこと　タカキ　ドス　サントス　エライネ　クリスチーナ
1　決定年月日時　平成24年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部